

北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例

北上市行政手続における個人番号の利用等条例（平成27年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める個人番号を利用できる事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める個人番号を利用できる事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。
2 [略]	2 [略]
3 市長又は教育委員会は、 <u>法別表第2の事務</u> の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で <u>同表の特定個人情報</u> の欄に掲げる <u>特定個人情報</u> であって自らが保有するもの（当該保有する <u>特定個人情報</u> のうち生活保護関係情報については、外国人生活保護等関係情報を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するもの（当該保有する <u>利用特定個人情報</u> のうち生活保護関係情報については、外国人生活保護等関係情報を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受ける場合は、この限りでない。
4 [略] 別表第1（第4条関係）	4 [略] 別表第1（第4条関係）

機関	事務
[略]	
4	[略]

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月15日提出

北上市長 八重樺 浩文

提案理由

機関	事務
[略]	
4 [略]	
5 同上	子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
[略]		

子ども等福祉医療費給付事務について、市が行う個人番号を利用できる事務として定めようとするほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正をしようとするものである。